

■福祉サービス事業者の皆様へ

多様化する利用者のニーズに伴い、提供される福祉サービスのあり方の検証が求められています。

福祉サービスの質の向上を図るきっかけに、みえ福祉第三者評価を受審しませんか？

●受審のメリット

- ・管理者：客観的な評価により、サービスの改善点を明らかにすることで取組の具体的な目標設定を行うことができます。
- ・職員：受審過程の「気づき」で改善意欲が高まります。

**提供する質の高い福祉サービスにより、
地域から信頼され、選ばれる事業所へ！！**

31年度前期受審分の募集時期：平成31年1月

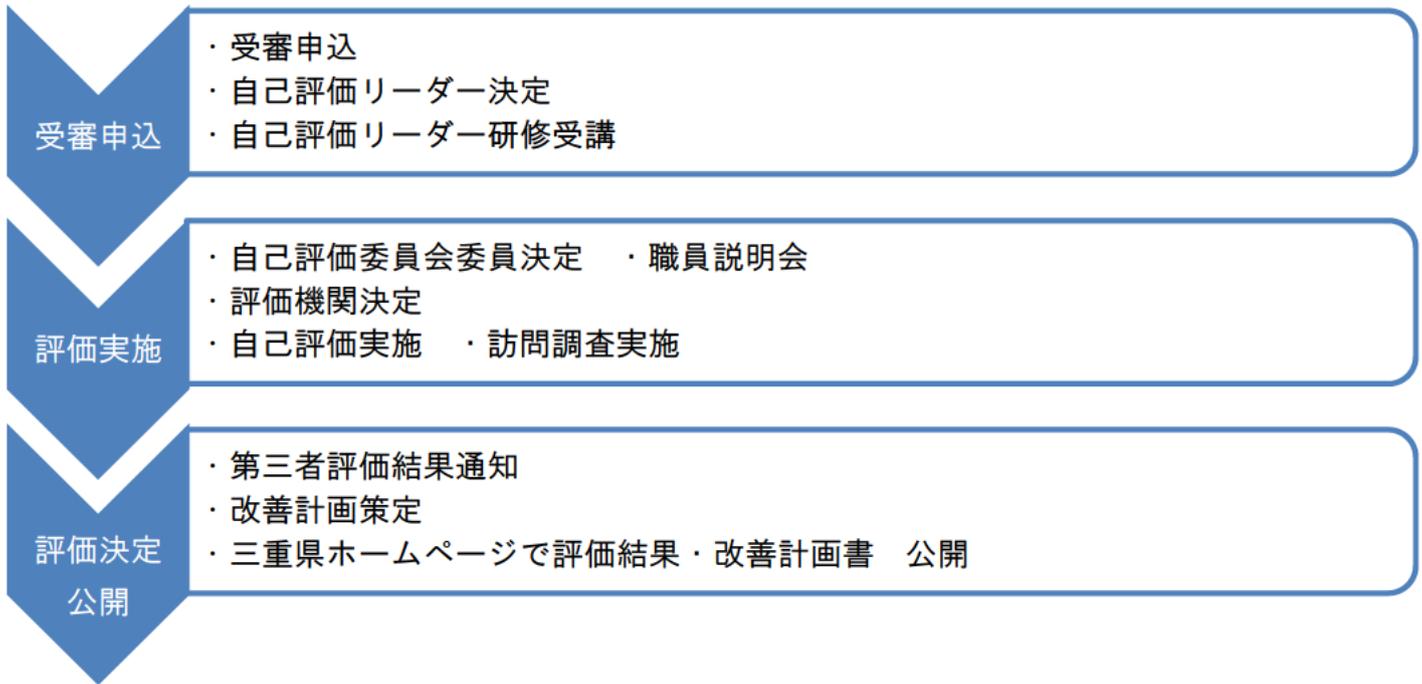
お問い合わせ：〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県子ども・福祉部地域福祉課 福祉・援護班

TEL 059-224-2256

FAX 059-224-3085

みえ福祉第三者評価受審の流れ



平成29年度受審事業所さまの声

(受審施設アンケート・事業者コメントより)

できていないことを知ることができました。利用者のご家族に対してもっと情報発信していく必要があると思いました。

サービスや施設環境の見直しことができました。また、課題を見つけ、それに対して計画し、改善に取り組むことができました。

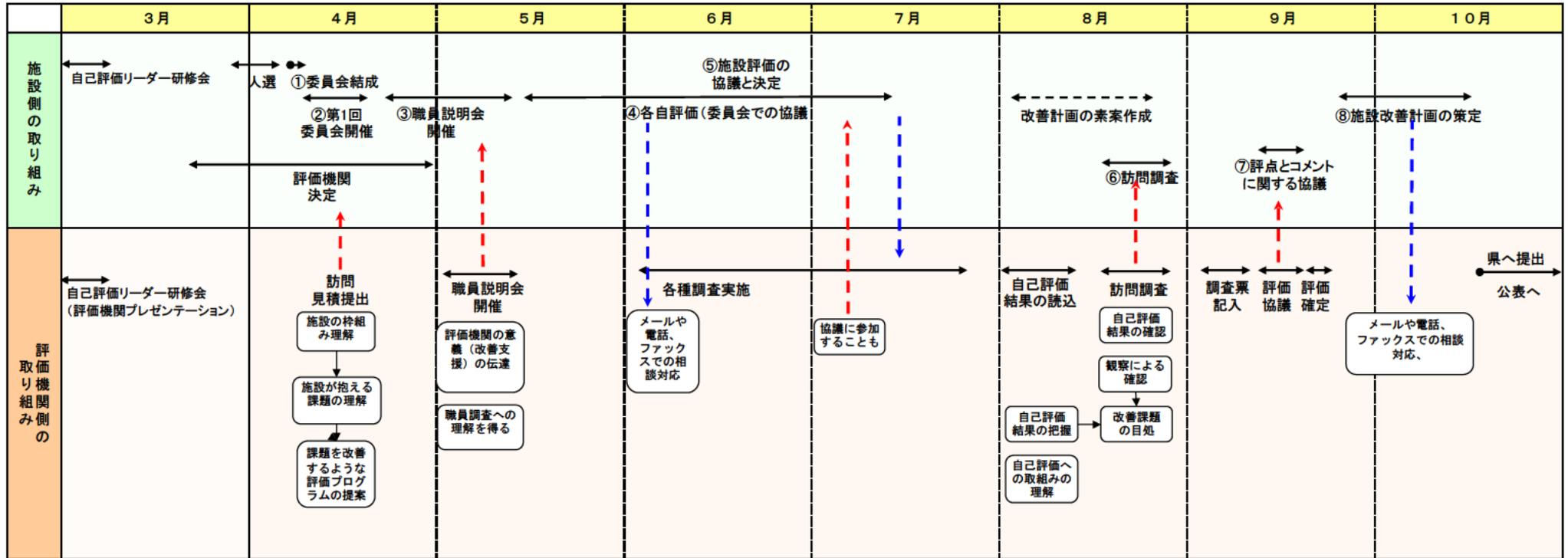
自分たちの職務に対するモチベーションを上げることができ、職場の雰囲気もとても良くなりました。

取り組み方、課題提示、見直し改善など、組織として、また、職員個々の意識の把握、改革に有効でした。

改めて自らのサービスを振り返ったり、職員同士が話し合う機会が持てたことで、様々な気づきを持ってました。

受審して得た気づきを、改善計画という形にしたことで、目指すべき課題が明確になりました。

みえ福祉第三者評価 スケジュール例（前期（平成31年1月募集分））



※ スケジュールは一例です。

※ 10月末までには評価機関から三重県へ改善計画を含めた評価結果を報告するようにしてください。

みえ福祉サービス第三者評価を受審する事業所の負担軽減について

介護事業者又は障害福祉サービス事業所等が、みえ福祉サービス第三者評価を受審すると、3年に1回の監査が4年に1回に延長される場合があります。

利用申込者等への説明事項について

厚生労働省の介護保険サービスに係る基準通知の改正により、介護保険サービスに係る事業所は、サービス提供の開始に当たって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」等を、サービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとされています。

さらに、介護サービス情報公表システムにおいても、平成30年度のシステム改修において、第三者評価の受審状況の表示等が予定されています。

また、厚生労働省の障害福祉サービス等の運営に関する基準等の解釈通知の改正により、障害福祉サービス等に係る事業所は、サービス提供の開始に当たって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」等を、サービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとされています。